

北海道科学大学大学院 保健医療学研究科 学位論文評価基準

【修士論文】

下記評価基準のすべてについて、修士学位論文としての水準に達していると認められたものを合格とする。

1. 研究の目的、問題意識及び研究テーマが明確であり、適切な論文タイトルがつけられているか。
2. 文章表現、図表、引用文献、補足資料などが適切であり、体裁が整えられているか。
3. 研究テーマに関連する先行研究のレビューが適切に行われているか。
4. 実施した研究方法が適正であり、必要な倫理的配慮がなされているか。
5. 結果について深く分析・考察され、首尾一貫した論理構成の下、適切な結論が導き出されているか。
6. 関連研究等に関する文献の引用方法は適正であるか。
7. 研究の成果は、新規性・独創性・有効性を有しているか。

【博士論文】

下記評価基準のすべてについて、博士学位論文としての水準に達していると認められたものを合格とする。

1. 研究の目的、問題意識及び研究テーマが明確であり、適切な論文タイトルがつけられているか。
2. 文章表現、図表、引用文献、補足資料などが適切であり、体裁が整えられているか。
3. 研究テーマに関連する先行研究のレビューが適切に行われているか。
4. 実施した研究方法が適正であり、必要な倫理的配慮がなされているか。
5. 結果について深く分析・考察され、首尾一貫した論理構成の下、適切な結論が導き出されているか。
6. 関連研究等に関する文献の引用方法は適正であるか。
7. 研究の成果は、新規性・独創性・有効性を有しているか。
8. 当該学問分野の発展に寄与する学術的価値を有しているか。

学位審査体制及び方法

本学大学院の学位審査体制及び方法は、本学学位規程に基づき、以下のとおり定めています。

●審査体制（学位規程第6条）

- ・研究科委員会は、当該研究科の教員のうちから、審査委員として主査1名及び副査2名以上を選定するものとする。ただし、審査のため必要と認めたときは、副査に他研究科及び他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

（論文博士の場合）

- ・研究科委員会は、当該研究科の教員のうちから、審査委員として主査1名及び副査2名以上を選定するものとし、主査には教授をあてるものとする。ただし、審査のため必要と認めたときは、副査に他研究科及び他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

●審査方法（学位規程第9条）

- ・審査委員は、当該学位論文の審査等を行うものとする。学位論文審査及び最終試験等については別に定める。
- ・修士論文の審査には、本学大学院学則の定めるところにより、当該専攻が必要と認めたときは、修士設計など特定の課題についての研究成果の審査をもって論文審査に代えることができる。
- ・博士課程の最終試験については、学位論文を中心とした関連科目について筆記又は口述により実施するものとする。
- ・論文博士の試験及び学力確認については、学位論文を中心とした学術について筆記又は口述により実施するものとし、本学大学院の博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学力があることを認定するために行うものとする。